

TPP協定を批准しないことを求める意見書（案）

環太平洋連携協定（TPP）は、2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移っています。政府は「大筋合意」後も全容を示さず、「TPP対策費」を含む補正予算を通し、さらに調印直前の2月2日になってはじめて約2,900ページとされる協定及び附属書を公表しました。現在、TPPの承認案と、11法案にのぼる関連一括法案が国会に上程されています。

TPPは、コメや牛肉などの農産物を含め、関税を原則として撤廃し、輸入を拡大し、食の安全、著作権、雇用、医療などあらゆる分野で多国籍大企業に有利なアメリカ中心のルールを押し付けるものです。

国会決議では、「コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの重要品目について、除外又は再協議の対象とすること」「10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと」としています。

しかし、重要農産品5品目すべてで大幅な譲歩を行い、加えて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃を合意しています。政府が「守った」としている重要5品目の「例外」も、7年後にアメリカなどの5カ国と関税撤廃について協議が義務づけられているなど、全農産物の関税撤廃が迫られるおそれもあります。農林水産物の本県の影響額を、JA中央会は720億円と発表しました。

さらに、農業だけでなく様々な分野でグローバル企業の利益が優先される仕組みとなっています。ISDS条項による主権侵害、薬価の高止まりなど、医療分野での営利主義強化、食の安全侵害や食品表示緩和など、各界から表明されている懸念は、なんら解決されていません。

TPPは日本とアメリカがともに批准しなければ発効しません。国会決議に違反した協定は国会の責任で批准を拒否し、関連一括法も廃案にすべきです。

よって、TPP協定を批准しないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年3月 日

茨城県議会議長 小川一成

（提出先）

内閣総理大臣
農林水産大臣
衆議院議長
参議院議長